

仕様書

1. 件名

台東区発足80周年記念誌作成業務委託

2. 目的

台東区は令和9年に発足80周年を迎える。

区が歩んできたこれまでの主な出来事を、写真や資料を交えて掲載し、多くの区民に区の歴史や文化、魅力を伝えるとともに、これからある台東区を想像できるような記念誌を作成する。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年8月31日(火)まで

4. 業務内容

(1)打合せ及び制作進行管理

完成までの工程表を提示し、区と十分に打合せを行うこと。打合せで決定した内容に基づき、デザイン、編集、取材などの制作進行管理を行うこと。

(2)企画・提案

区が指定する部分について、趣旨にあった企画提案を行い、区と協議した上で内容を決定し、紙面の作成まで行うこと。

(3)取材・撮影および原稿作成

決定した内容に基づき、資料収集整理、取材、写真撮影、原稿作成を行うこと。また、資料収集や取材等に必要な依頼、掲載の許諾申請、借用、返却等も行うこと。

また、作成した記念誌は現物での配布のほか、区HPでの掲載も想定しているため、取材、写真撮影、原稿作成にあたっては、それも踏まえた申請を行い、承諾を得ること。

(4)素材等の調整管理作業

区が提出する原稿及び素材(電子メールまたはオンラインストレージサービスもしくは外部記録媒体等によって引き渡すものとする)は、確実に保管し記念誌の作成に供すること。

写真、画像などの素材は、必要に応じて明度、色調調整、トリミング等のレタッチ及びコピーライト表示などの加工を行うこと。

(5)デザイン・紙面の作成

受託者は、区が提出した原稿データ及び受託者が企画・提案、取材作成した原稿データから、記念誌データを作成すること。

(6)校正・確認作業

校正作業は色校正1回を含め、4回以上行うこと。校正時期は契約締結後、打合せの上で決定するものとする。

(7)納品

ア 原稿の納品は、区の指定するファイル形式、読み取り可能な状態に加工したPDFの最終データを、CD-R(あるいはCD-RW)及びオンラインストレージサービスの方法で納品する。

イ 作成した図版・イラスト・写真・地図・表組み等のデータは、区の指示に応じて提供す

ること。なお、ファイル形式・提供方法などについては、その都度指示するものとする。

なお、PDFの最終データとは別に、文字データのテキスト抽出は不要とする。

(8)その他

本業務には、記念誌の印刷請負業務は含まない。

その他、必要な業務が生じた場合は、区と協議のうえ実施すること。

5. 想定している仕様

- ア 数量 2,500部
- イ 版型 A4判
- ウ 頁数 90頁程度（表紙・裏表紙含む）
- エ 刷り色 4色フルカラー
- オ 紙質（表紙）マットコート紙 四六判 135kg
(本文) マットコート紙 四六判 110kg
- カ 加工 表紙マットPP加工
- キ 印刷方法 オフセット印刷
- ク 製本 無線綴じ・右綴じ

6. 記念誌の内容・構成

(1)想定している掲載内容

※ア 表紙

イ イントロダクション(頁数2程度)

ウ 目次(頁数2程度)

エ 区のプロフィール、区長・議長挨拶(頁数2程度)

オ 台東区内の主な出来事 平成29年1月から令和8年12月まで(頁数10程度)

カ 台東区内の主な出来事 平成28年度以前 年表(頁数8程度)

キ 台東区のあらまし(頁数6程度)

ク 寄稿(頁数6頁程度)

ケ 行政資料(頁数25頁程度)

※コ 事業者企画(頁数28頁程度※1企画2~4頁程度)

※サ 裏表紙

※アコサについては、6(2)に基づき、受託者が企画・提案を行い、区と協議の上、紙面全体を作成するものとする。

(2) 全体デザイン・事業者企画

ア 記念誌を手にとってもらい、読み進めてもらえる企画提案（表紙・裏表紙デザイン含む）

イ 次の5つの視点を踏まえた企画提案

- ・台東区発足80周年を区全体で盛り上げる視点
- ・区民の生活や暮らしをリアルに感じられる視点
- ・台東区の特色をアピールする視点
- ・台東区の80年のあゆみ
- ・価値の継承と未来創造の視点

7. その他

- (1)業務終了後一括払いとし、区の検査完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。
- (2)本業務で知り得た事項等、各種成果品については、区の許可無く、公表、転載、貸与または使用してはならない。また、契約期間満了後も同様とする。
- (3)本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
 - ウ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (4)本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他 の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。
- (5)本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- (6)本契約の履行に当たって、印刷用紙・印刷物（カラー用紙除く）については、古紙配合率が高く、白色度の低いものの使用に努めること。印刷物には可能な限り古紙配合率を表示すること。
- (7)本契約の履行に当たって、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体（ユニバーサルデザインフォント等）を使用するよう努めること。
- (8)本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、区との協議によって決定するものとする。
- (9)経費には、人件費、資料作成代、打ち合わせ時の交通費等の一切の経費を含むものとする。

8. 担当・連絡先

台東区広報課

担当：西海・大堀・河村

電話：03-5246-1021